

6月2日から3日の大雨で 被災された方への支援

見舞金などの支援制度

1 取手市災害見舞金

対象 被災した当時取手市に居住し、かつ居住していた住宅または使用していた店舗や倉庫が半壊以上の被災をした方とその所有者

支給額 例：▶住宅が半壊の場合 3人以下世帯：3万円、4人以上世帯：5万円
▶店舗・倉庫など(20㎡以上の建物) 半壊：1万円
※借家の場合は、それぞれ半額以下

申請方法 直接：り災証明書(写し可)・振込先の口座番号が分かる通帳の写しなどを添付し申請してください。

2 取手市被災者生活再建支援補助金

対象 被災した当時取手市に居住し、住宅が半壊以上の被害を受けた世帯

補助額 例：住宅が半壊の場合 1人世帯：15万円、2人以上世帯：20万円

申請期間 被災した日から13カ月以内：必要書類(例：住宅が半壊の場合り災証明書(写し可)・住民票・振込先の口座番号が分かる通帳の写しなど)を添付し申請してください。

3 国の被災者生活再建支援金

対象 被災した当時取手市に居住し、住宅が中規模半壊以上の被害を受けた世帯

支援額 例：住宅が中規模半壊の場合

| 住宅の再建方法 | 建設・購入 | 補修 | 賃借 |
|---------|--------------|----------------|----------------|
| 支給額 | 1人世帯：75万円 | 1人世帯：37万5,000円 | 1人世帯：18万7,500円 |
| | 2人以上世帯：100万円 | 2人以上世帯：50万円 | 2人以上世帯：25万円 |

申請期間 被災した日から37カ月以内：必要書類(例：住宅が中規模半壊の場合り災証明書・住民票・振込先の口座番号が分かる通帳の写し、契約書の写し※など)を添付申請してください。※契約書の写しの内容は、住宅の再建方法によって異なります。

※その他に、**4** 災害援護資金、**5** 生活福祉資金などの貸付制度があります。詳細はお問い合わせください。

■受付場所

▶7月2日まで 藤代庁舎3階会議室(土・日曜日含む毎日8:30～17:15)
▶7月3日以降 取手庁舎1階社会福祉課(平日8:30～17:15)

☎ **1**～**4** 社会福祉課 ☎内線1316、**5** 市社会福祉協議会 ☎72-0603

保険税(料)や固定資産税などの減免

水害などの災害で損害を受けた場合、保険税(料)や病院を受診するときの自己負担金、固定資産税などが減免となる可能性があります。
※損害の程度や所得、その他の要件によっては減免に該当しない場合があります。

| 減免されるもの | 問い合わせ先 |
|---|-----------------|
| 6 国民年金保険料の全額・一部免除、納付猶予 | ☎ 国保年金課 ☎内線1371 |
| 7 国民健康保険税、国民健康保険で病院を受診するときの自己負担金 | ☎ 国保年金課 ☎内線1364 |
| 8 後期高齢者医療保険料、後期高齢者医療保険で病院を受診するときの自己負担金 | ☎ 国保年金課 ☎内線1368 |
| 9 介護保険料、介護保険サービスを利用するときの利用者負担額 | ☎ 高齢福祉課 ☎内線1324 |
| 10 家屋の固定資産税の一部 | ☎ 課税課 ☎内線1250 |

■必要書類 **6**～**10** 共通事項…り災証明書(写し可)

6 本人確認書類、基礎年金番号が分かるもの、**7**～**9** 災害の損害に対して保険金などで補てんされた金額が分かる書類、居住する家の面積や価値・所有する家財の価値が分かる書類、被保険者証(**9**は内容によって必要書類が異なります)

10 取手市固定資産税減免申請書

※対象など詳細は、市ホームページをご覧ください。



災害で被害を受けた場合の減免

災害救助法に基づく住宅の応急修理

☎ 安全安心対策課 ☎内線1182

6月2日から3日の大雨で自己所有かつ居住している住宅が床上浸水被害を受けた方は、災害救助法に基づく応急修理の対象となる可能性があります。受付場所は以下のとおりです。

▶7月2日まで 藤代庁舎3階会議室(土・日曜日含む毎日9:00～17:00)

▶7月3日以降 取手庁舎3階安全安心対策課(平日8:30～17:15)

※対象となる条件など詳細は、市ホームページをご確認ください。



おわびと訂正

6月15日号1ページの写真の説明に誤りがありました。おわびして、次のとおり訂正します。

■市全体の被害状況【写真の内訳】②6月4日、浸水する住宅街(正)②6月4日、冠水した水田と道路

災害に便乗した消費者トラブルに注意！

☎ 市消費生活センター(産業振興課内) ☎内線1447

大雨・台風・地震などの災害が起きた後には、それに便乗した悪質商法や消費者トラブルが発生しやすくなります。事例を知り、被害を未然に防ぎましょう。困った時は、一人で悩まず相談してください。



災害に便乗した悪質商法に注意してください



屋根の修理や工事のトラブルが増えています

！ トラブルの事例

■「保険金使える」と勧誘される

・公的機関のような名称の相手に「屋根の修理に、火災保険の保険金使える」、「住宅の修理に、保険金を使えば自己負担なしでできる」と勧誘される

住宅修理とは別に、高額なサポート手数料を請求される場合があります。ご自身が加入している保険契約の内容を確認し、契約している保険会社に相談しましょう。保険金の請求は、ご自身で行うことができます。

■不安をあまり、リフォーム工事の契約をさせる

・「たまたま通りかかったら、屋根が壊れているから声をかけた。すぐに直さないと危ない」と不安をあおられたり、「今なら安くできる」と契約を急かされる

慌てて依頼せず、複数の事業者から工事の見積もりを取りましょう。
※訪問販売は、法定の契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフ(一定の期間であれば、無条件で契約の申し込みを撤回・解除できる制度)を利用できます。

■寄付金や義援金をだまし取る

・市役所職員やボランティアを名乗る人物から、寄付金や義援金を求められる
公的機関が、電話や訪問で寄付金や義援金を求めることはありません。振り込む場合は、振込先の名義などを十分に確認してください。

トラブルに遭わないために

- ・はっきり断る
- ・その場で慌てて契約しない
- ・一人で決めない
- ・複数の事業者から見積もりを取る
- ・契約内容をよく確認し、書面は大切に保管する



契約してしまっても、おかしいと感じたり、気になることがあったら消費生活センターに相談しましょう。

一人で悩まず相談を



消費生活センターは、消費者のための相談業務や情報提供をする機関です。専門の相談員が、問題解決のための助言や手助けを行います。

▶消費者ホットライン ☎188 (局番なし)

▶市消費生活センター専用電話 ☎72-5022

▶警察相談専用電話 ☎#9110